（第１号様式別紙１）

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

１　北九州市わくわく地方生活実現支援事業における移住支援金交付要綱（以下、「要綱」という）第６条に基づく移住支援事業に関する報告及び立入調査について、福岡県及び北九州市から求められた場合、さらに第６条第１項（３）に基づく５年間の居住状況の把握について、市が保有する住民情報の確認を行う場合は、それに応じます。

２　以下の場合には、要綱第１０条に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。

（１）移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

（２）移住支援金の申請日から３年未満に北九州市以外の市区町村に転出した場合：全額

（３）「（２）就業等に関する要件」において、移住支援金の申請日から１年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

（４）起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合：全額

（５）移住支援金の申請日から３年以上５年以内に北九州市以外の市区町村に転出した場合：半額